

横須賀市認可外保育施設立入調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項の規定により、認可外保育施設（以下「施設」という。）に対する立入調査について、必要な事項を定める。

(立入調査の目的)

第2条 立入調査は、施設の運営が、法その他関係法令及び通知等に照らし適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な是正又は助言等の措置を講ずることにより、児童の福祉と施設の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とする。

(実施の原則)

第3条 立入調査の実施は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。第9条において「指導監督通知」という。）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を原則とし、本要綱に特別の定めのないものについては、両通知の内容によるものとする。

(立入調査の対象及び種別)

第4条 立入調査は通常立入調査及び特別立入調査とする。

2 通常立入調査については、法第59条の2第1項における届出対象施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）について、年1回以上行うことを原則とする。また、届出対象外施設についても、必要と判断する場合に立入調査を行うものとする。

3 居宅訪問型保育事業者については、通常立入調査に代えて、年1回以上集団指導により行うことを原則とする。

4 特別立入調査は、以下の各号に該当する場合に実施する。

(1) 死亡事故等の重大な事故が発生し、児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（以下「緊急事案」という。）

(2) 利用者等からの通報、苦情又は相談等の内容から緊急事案となり得る可能性が高いと判断される場合

(3) 届出対象外施設の利用者からの苦情や相談が寄せられている場合等で、

児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合

(立入調査の実施計画)

第5条 立入調査の実施に当たっては、実施計画の策定等を行うものとする。

(通知)

第6条 立入調査の実施に当たっては、当該立入調査の対象となる施設に対し、調査の期日、調査職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、特別立入調査において事前に通知せずに実施することが適当であると認められる場合はその限りでない。

2 立入調査のうち通常立入調査の事前通知は、原則として調査実施日の1か月前までに行うものとする。

(立入調査の方法)

第7条 立入調査は、原則として2名以上の職員により実施するものとする。

2 立入調査のうち通常立入調査を実施するときは、立入調査資料として、次の各号に掲げる書類のうち必要と認めるものを立入調査実施日の2週間前までに提出させるものとする。

(1) 職員名簿

(2) 職員の勤務の体制がわかる書類

(3) 入所児童の状況がわかる書類(入所児童の年齢別内訳表等)

(4) 施設平面図

(5) その他立入調査に必要と認める書類

3 立入調査は、当該施設の通常開所時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

4 調査職員は、提出された立入調査資料を基に当該施設の運営状況等について、設置者等から説明を求めるとともに、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。

5 調査職員は、説明を聴取するほかに、施設内巡回を行い、具備すべき設備の状況、施設内の安全管理状況及び衛生状況等について、実地で確認するものとする。

(調査結果の報告)

第8条 調査職員は、立入調査終了後、速やかに調査結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(結果通知等)

第9条 市長は、立入調査結果について、認可外保育施設指導監督基準（指導監督通知の別添「認可外保育施設指導監督基準」。以下「基準」という。）に照らして、基準を満たしていないと認められる事項がある場合は、当該事項について、基準を満たしていない旨を書面により通知を行うこととする。ただし、即時に改善できる事項であって立入調査実施中に改善された事項又は立入調査実施後の追加報告等により改善が確認できた事項については、この限りでない。

2 指導事項でない事項であっても、施設運営に資するものと考えられる事項等については、口頭による助言を行うこととする。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令6年4月1日から施行する。